平成２１年（フ）第２５２７号
大阪府豊中市服部寿町１丁目11番14―304号室、開始決定時の住所大阪市中央区東平１丁目１番33―702号
破産者　尾上　慶幸
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５５６号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目６番32号
破産者　黒崎　陸子
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７０号
大阪府吹田市青山台２丁目６番B14―113号
破産者　ＫＫ　ＣＡＲＧＯこと　片山　寛一
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５号
大阪府高石市高師浜１丁目17番26号
破産者　伊庭宝飾こと　伊庭　　選
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番107―503号、前住所大阪府富田林市宮甲田町16番46号
破産者　東谷内　充
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
大阪府松原市別所５丁目６番27号、前住所大阪府松原市柴垣１丁目11番３号
破産者　髙木　喜一
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
北九州市八幡西区東王子町６番２―705号
破産者　ガレージルージュこと　坂口　博文
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２６１２号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番28―307号
破産者　伊東　孝昭
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４２号
北海道江別市八幡48番地
破産者　信太　儀典
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
横浜市港北区篠原町1187番地６　ファームアパート201号室
破産者　成田　　智
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２１７号
福島県須賀川市森宿字白石坂７番地89
破産者　野沢　良幸
1　破産債権の届出期間　平成22年３月11日まで
2　一般調査期日　平成22年４月15日午後２時30分
平成22年２月８日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
福井県坂井市三国町三国東１丁目１番17号
破産者　株式会社坪井建設
1　破産債権の届出期間　平成22年３月11日まで
2　一般調査期日　平成22年４月27日午前10時20分
平成22年２月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第２３４５７号
神奈川県川崎市多摩区南生田１丁目16―10
破産者　石井　　優
1　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
2　一般調査期日　平成22年６月９日午後１時30分
平成22年２月８日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５７４号
函館市美原２丁目４番15号
破産者　千葉　恭史
1　期日　平成22年３月10日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月９日　　函館地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３３号
熊本県天草市倉岳町棚底3754番地35
破産者　緒方　三幸
異議申述期間　平成22年３月30日まで
平成22年２月９日　熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第４９号
熊本県山鹿市杉959番地１
破産者　池川　広海
異議申述期間　平成22年４月１日まで
平成22年２月９日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第８７９４号
大阪市東住吉区矢田６丁目７番18号
破産者　太田　榮子
異議申述期間　平成22年４月５日まで
平成22年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８１５０号
東京都江東区有明１丁目２―11―2014
破産者　鷹野健太郎
免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
平成22年２月９日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０１２号
東京都港区白金台３丁目19番１号
清算株式会社　ケイ・ニッチ株式会社
代表清算人　山﨑　晴雄
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部